

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則要旨

- 1 給付金の非課税等について、その対象となる給付金等を定めることとする。(第2条関係)
- 2 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例について、その適用を受ける際に、確定申告書に添付等すべき書類の細目等を定めることとする。(第3条関係)
- 3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、その適用を受ける際に、確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。(第4条関係)
- 4 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例について、その承認を受けるための申請書の記載事項等について定めることとする。(第5条関係)
- 5 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、その対象となる特別貸付けの範囲等を定めることとする。(第6条関係)
- 6 この省令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)